

手数料返戻金に関する規定

手数料返戻金に関する規定を以下のように定める。

紹介した人材が、入社後 3 ヶ月以内に自己都合により退職したときは、紹介手数料の半額を返戻するものとする。

但し、採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる起因する退社の場合はこの限りではない。

事業所の名称	株式会社 HDR
所在地	東京都港区西新橋 2-7-4CJ ビル 6 階
許可番号	1 3 -ユ-3 1 1 4 1 8